

朱雀サッカークラブ会則

第1条（名称）

当クラブは朱雀サッカークラブ（朱雀SC）と称し、朱雀・左京小学校のクラブ活動とは、別個のクラブである。

第2条（目的）

サッカーを通じて、小学生としての心身の健全な発育を図り、全クラブ員が能力に応じて最善をつくり、互いに助け合う望ましい人間形成を育むことを目的とする。

第3条（活動）

小学生を対象としたサッカー大会への参加および練習。

第4条（会員）

当クラブの会則（特に第2条）に賛同する児童と、保護者を会員とする。

第5条（入部）

入部を希望する者は、当クラブ所定の「入部申込並びに誓約書」用紙を役員に提出する。

第6条（退部等）

- 1 退部を希望する者は、当クラブ所定の「退部届」用紙を役員に提出する。〔※改正(5)〕
- 2 次の各号に定める事項に該当した場合は、コーチ総数の4分の3以上の同意があれば除籍処分を行うことができる。〔※改正(4)〕
 - (1) 正当な理由なく会費の納付を怠り、督促をうけてもなお納付しないとき。
 - (2) クラブの運営方針や指導方針等に従わないとき。
 - (3) クラブ内外に関わらず、関係者に対する誹謗中傷を行ったり、クラブの品位を汚したとき。
 - (4) その他、代表・監督が除籍処分に値する行為であると認めたとき。
- 3 前項の規定は、同項各号に定める事項を保護者が行った場合についても適用する。

第7条（役員）

役員は、部長・会計・その他の役員から構成し、保護者より選出する。

第8条（役員の任務）

部長は、監督・コーチを補佐し、役員およびクラブ運営を統括する。

会計は、当会の会計事務および金銭出納をする。

その他の役員は、部長の補佐およびクラブ運営を補助し、保護者との連絡をとる。

第9条（任期）

役員の任期は、4月より翌年3月末日とする。

役員の再任は、妨げない。

第10条（総会）

定時総会を年1回開催する。ただし、代表・監督・コーチ・役員の実請により、臨時総会を開催することができる。

定時総会は、活動計画・経過報告・収支決算報告を行うものとする。

第11条（会計）

運営に必要な経費は、会費をもって充当する。

第12条（会費）

- 1 会費は、一人につき月額2,500円とする。ただし、諸般の事情により臨時に徴収することができる。〔※改正(5)〕
- 2 社会情勢等によるクラブ活動の休止及びその他の事情がある場合は、その月の会費を免除（返還）することができる。〔※改正(7)〕
- 3 前2項の規定による会費の臨時徴収及び免除については、役員で協議し代表が決定する。〔※改正(7)〕

第13条（会計年度）

会計年度は、3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。〔※改正(5)〕

第14条（会則の改正）

- 1 会則は、代表・監督・コーチ・役員の方針および状況に応じて改正することができる。〔※改正(3)〕
- 2 前項の規定により会則を改正する場合は、総会に提案し、保護者（家庭数）の3分の2以上の承認を要するものとする。〔※改正(7)〕

（付 則）

1 会費に関する事項

- (1) 会費は、南都銀行の「定額自動送金」制度または当クラブ指定口座への振込により、指定された日に徴収する。（原則として4月・7月・10月・1月の各18日に3か月分をまとめて徴収する。）〔※改正(6)〕
- (2) 経費や使途は、代表・監督・コーチ・役員に一任する。

2 スポーツ傷害保険費・選手登録費に関する事項

- (1) スポーツ傷害保険費は、会費とは別に徴収する。
- (2) 日本サッカー協会等への選手登録費は、会費とは別に徴収する。

3 引率に関する事項

- (1) 引率当番は、原則として順番制とする。ただし、保護者間の協力により調整することができる。〔※改正(5)〕
- (2) 引率時の事故に関して、代表・監督・コーチ・役員・引率当番に対しての責任は問わない。
- (3) 引率にかかる経費は、徴収金から負担する。
- (4) 自動車で移動する場合は、交通費相当額を引率当番に支払う。

4 クラブ運営に関する事項

- (1) クラブ運営については、全て代表・監督・コーチ・役員に一任する。
- (2) 試合および練習内容等の指導に関することは、代表・監督・コーチに一任する。
- (3) 試合および練習時に起こった事故に対しての補償は、スポーツ傷害保険の範囲内とする。(事故発生時には速やかに役員に連絡すること。)
- (4) 対外試合等の交通費等は各自負担とし、その都度徴収する。

5 保護者への要望事項

- (1) 対外試合等の引率当番。
- (2) ホームグラウンドでの会場設営・本部運営等。

6 会則改正経過

- (1) 平成12年4月1日一部改正。
- (2) 平成17年4月1日一部改正。
- (3) 平成19年4月1日一部改正。
- (4) 平成22年3月20日一部改正。
- (5) 平成27年3月15日一部改正。(同年4月1日施行)
- (6) 令和2年3月15日一部改正。(同年4月1日施行)
- (7) 令和3年11月1日一部改正。(同年4月1日遡及適用)